

監 第 92 号
令和5年8月16日

南陽市長 白岩 孝夫 殿

南陽市監査委員 青木 勲
南陽市監査委員 高橋 篤

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果は、別添意見書のとおりです。

令和4年度健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和4年度健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

審査は、令和5年8月7日付けで市長から審査に付された、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、南陽市監査基準に基づき、関係書類と照合審査するほか関係職員からの説明聴取などにより行った。

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認めた。

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	13.66
連結実質赤字比率	－	－	18.66
実質公債費比率	12.2	12.0	25.0
将来負担比率	122.5	127.1	350.0

(備考) 「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

4 審査の意見

実質赤字額及び連結実質赤字額はいずれも生じていない。また、実質公債費比率及び将来負担比率はそれぞれ早期健全化基準を下回っている。

今後とも、健全な財政運営に努められたい。

令和4年度資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和4年度資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

審査は、令和5年8月7日付けで市長から審査に付された、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、南陽市監査基準に基づき、関係書類と照合審査するほか関係職員からの説明聴取などにより行った。

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認めた。

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計資金不足比率	—	—	20.0
下水道事業会計資金不足比率	—	—	20.0

(備考)「—」は、資金不足額がないことを表す。

4 審査の意見

水道事業会計及び下水道事業会計においていずれも資金不足額は生じていない。